

別表第2（第6条関係）

基準給料表（一般）

給料表	職種	区分	最低号給		最高号給	
			号給	給料月額	号給	給料月額
水道局企業職 給料表(1)	事務職員、技術職員	1 A	11	152,100	27	169,500
		1 B			47	191,700
		1 C			67	205,200
水道局企業職 給料表(2)	技能職員	1 A	19	150,900	35	165,300
		1 B			55	178,600
		1 C			75	191,100

備考

- (1) 給料表欄に掲げる給料表は、会計年度任用職員が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなるものをいう。
- (2) 号給欄に掲げる数の単位は号給、給料欄に掲げる額の単位は円とする。
- (3) 給料は、週の勤務時間が30時間である場合の額とする。
- (4) 日額による給料を受ける会計年度任用職員の給料の額は、規程第5条第6項の規定により算定する。